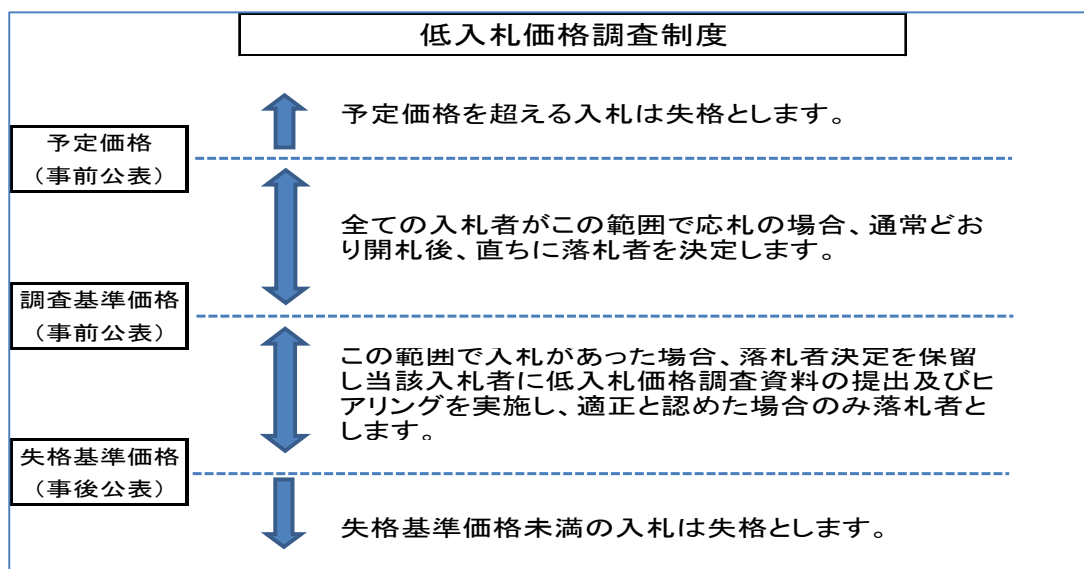


低入札価格調査制度の導入について

公共工事の品質確保やダンピング受注防止の徹底など、適正価格での契約を推進するため、設計金額が3億円を超える建設工事又は総合評価落札方式による建設工事について、低入札価格調査制度を導入します。

(1) 制度概要

低入札価格調査制度では、あらかじめ基準となる価格(調査基準価格)を定め、調査基準価格未満の入札価格を提示した者に対し、当該入札価格において適正な履行がなされるか否かを調査し、適正な履行がなされると認める場合には、落札者とする制度です。



(2) 対象工事

- ① 設計金額が3億円を超える建設工事
- ② 総合評価落札方式により競争入札に付する建設工事

(3) 調査基準価格(事前公表)

低入札価格調査を行う基準として設定する価格のことです。
設計額をもとに①、②により割合を算定後、③により調査基準価格を算定します。

①割合の算定式について

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 55\%) \times 1.10}{\text{予定価格}}$$

※共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

②割合の適用範囲について

$$7.5/10 \leq \text{割合} \leq 9.2/10$$

※割合の計算結果が、適用範囲の下限値(7.5/10)を下回る場合は 7.5/10 とし、上限値(9.2/10)を上回る場合は 9.2/10 とする。

③調査基準価格の算定式について

$$\text{調査基準価格} = \text{予定価格} \times \text{割合}$$

(4) 失格基準価格（事後公表）

調査基準価格を下回った場合に失格とする価格のことです。

$$\text{失格基準価格} = (\text{失格基準基本価格} \times \text{ランダム係数}) \times 1.10$$

※失格基準基本価格 = 直接工事費 × 87% + その他経費 × 70%

※共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

※その他経費 = 共通仮設费率計上分 + 現場管理費 + 一般管理費等

※ランダム係数とは1.00001から1.00035の範囲内で無作為に生成したもの

※ただし、令和元年10月1日の前日までに引渡しを行うものについては消費税率に相当する箇所について1.10を1.08として取り扱います。

(5) 調査対象者

- ① 設計金額が3億円を超える建設工事・・・調査基準価格を下回る入札者が落札候補者となった場合
- ② 総合評価落札方式により競争入札に付する建設工事・・・評価値のもっとも高い者が調査基準価格を下回った場合

(6) 調査の方法

次の事項について資料の提出、ヒアリング等を行い、当該入札価格によって適正な履行が可能か否かについて、宇佐市低入札価格調査委員会にて審査を行います。

- ① その価格により入札した理由書
- ② 工事内訳書
- ③ 手持ち工事の状況
- ④ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫との関連
- ⑤ 手持ち資材の状況
- ⑥ 資材購入一覧表
- ⑦ 手持ち機械の状況
- ⑧ 労務者の確保計画
- ⑨ 下請予定内容報告書（※下請が予定されている場合）

(7) 失格価格の公表の時期

落札者決定後速やかに大分県共同利用型入札情報サービスシステムの入札結果表により公表します。

(8) 施行年月日

令和元年7月1日